

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 19 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

建築士定期講習会等における建築士法第 10 条の規定の
取扱い及び受講の促進について

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、国土交通省住宅局建築指導課より、建築士定期講習会等における建築士法第 10 条の規定の取扱い及び受講の促進について、別添のとおり通知がありました。

「建築士定期講習会等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和 2 年 2 月 27 日付国住指第 3990 号）」において、感染拡大防止に起因する理由により定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行うとしていましたが、登録講習機関における感染拡大防止の取組状況等を勘案し、今後は従前どおりの取扱いをしていくとのことです。

また、添付資料に記載のとおり、建築士の資質の維持・向上を目的とする定期講習の重要性を改めてご認識いただき、建築士法上 3 年以内ごとに受講義務があることを周知していただくとともに、受講対象者に対して、定期講習の受講を促していただきたいとの内容です。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 建築士定期講習会等における建築士法第 10 条の規定の取扱い及び受講の促進について

(国土交通省住宅局建築指導課長→各都道府県 建築行政主務部長)

以上

【担当】 事業部 川瀬
TEL : 03-3551-9396
FAX : 03-3555-3218
E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp